

第五十四号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の三の項中「二十二万円」を「二十二万六千円」に、「二十九万二千円」を「三十万円」に、「三十三万五千円」を「三十四万五千円」に、「四十四万五千円」を「四十五万八千円」に、「八十二万二千円」を「八十三万五千円」に、「十五万三千円」を「十五万八千円」に、「十九万円」を「十九万五千円」に、「二十一万円」を「二十一万六千円」に、「二十六万七千円」を「二十七万四千円」に、「四十四万九千円」を「四十六万円」に改め、同表の三十三の五の項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同表の百の項中「四百円」の下に「（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外の証明書の交付の申請に対する審査にあつては、四百十円）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現になされている申出に伴う建築基準関係規定に適合するかどうかの審査及び証明書の交付の申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づき申出に伴う建築基準関係規定に適合する

かじうかの審査等に係る手数料の額の適正化を図る等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。